

平成24年度実施方針

技術開発推進部
国 際 部

1. 件 名：(大項目) 環境・医療分野の国際研究開発・実証プロジェクト
(中項目) 生活支援システムの国際研究開発・実証事業

2. 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第1項第2号

3. 背景および目的

- ①政策的な重要性

医療・介護ロボット等の研究開発とその海外展開については、新成長戦略（2010年6月閣議決定）における「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」及び第4期科学技術基本計画（平成23年8月閣議決定）における「我が国の強みを活かした新たな産業基盤の創出」に位置付けられている。

具体的には、新成長戦略において、「医療・介護ロボット等の研究開発・実用化を促進する」とし、海外市場への展開について、「検診、治療等の医療及び関連サービスを観光とも連携して促進していく」とされ、第4期科学技術基本計画においても、「機械等の最終製品の国際競争が激化する中、新たな付加価値の創出に向けて統合的システムの構築や、保守、運用までも含めた一体的なサービスの提供に向けた研究開発を、実証実験や国際標準化と併せて推進するとともに、これらの海外展開を促進する」と明記されており、我が国には、今後の社会を支えるインフラ、システムとしての生活支援分野の国際的な研究開発・実証の取り組みが求められている。

- ②我が国の状況

我が国が強みを有するロボット技術を中心とした高齢者、要介護者、介護従事者等の生活・作業支援を行う生活支援システムの開発は、国内において、生活支援システムの今後の普及を視野に入れた安全性の検証等に係る研究開発が進められている。一方、海外展開については、海外の事業環境等は我が国と異なる場合が多く、相手国のユーザーニーズ、介護・医療事情等に合致したきめ細かい開発や保守、運用までも含めた一体的なサービスの提供が求められるため、相手国との信頼関係の構築、諸規制への対応等について、我が国の民間企業は、独自に取り組むことに大きなリスクを感じている状況にある。

- ③世界の取り組み状況

世界の先進国は、これまで経験したことのない高齢社会を迎えており、新興国におい

ても、急速な高齢化や生活水準の向上に伴う健康志向の高まりが見込まれている。

これらを受け、医療ツーリズムの活発化等、医療、介護、健康、福祉等の生活支援関連産業は今後高い成長が期待されていることから、欧米や新興国においても、海外展開も視野に入れた高齢者等の生活、作業支援システムの開発が進められている。

④本事業のねらい

本事業では、世界的な高齢化や生活水準の向上に伴う健康志向の高まりを受けて、今後高い成長が期待される医療、介護、健康、福祉等の生活支援関連産業において、我が国企業が強みを有するロボット技術を中心とした生活支援システム（生活支援分野）の研究開発・実証を、海外の介護、医療その他生活支援の現場のニーズを反映しつつ主に相手国にて実施し、相手国から我が国技術の有効性等の理解を得ることにより、我が国の当該分野における技術水準の向上に加え、海外展開や市場化の促進等を図ることを目的とする。

4. 事業内容

4. 1 事業概要

本事業は、海外において我が国のロボット技術を中心とする生活支援システムの開発、実証を行うことにより、我が国の生活支援システムの普及や国際的な地歩の確立等を目指すものである。なお、本事業は、国際共同研究・実証等に係る事業であるため、委託により実施する。

また、NEDOを中心として国内外における安全性に関する基準、適合性評価体制の整備等を目指す取り組みと連携を図ることにより、国内外における我が国生活支援システムに係わる産業競争力の強化に資することとする。

4. 2 事業方針

<委託要件>

(1)対象事業者

単独ないし複数の原則本邦の企業、大学等の研究機関

※原則、本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していることとする。また、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別の研究開発能力、研究施設等の活用または国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な部分を、国外企業等との連携により実施することができる。

(2)対象研究開発テーマ

具体的な研究開発の内容等については、事業の一環として実施するF Sの結果や、相手国政府機関等との協議結果を踏まえて、委託先の選定後に詳細に設定することとする。

(3)審査項目

提案者の技術水準、事業化計画、相手国のニーズとの適合性等を総合的に勘案する。

<委託条件>

(1)研究開発テーマの実施期間

原則、2～3年程度とする。ただし、事業の一環として実施するF Sの結果や、相手国政府機関等との協議結果を踏まえて、委託先の選定後に詳細に設定することとする。

(2)研究開発テーマの規模

具体的な研究開発の内容等については、事業の一環として実施するF Sの結果や、相手国政府機関等との協議結果を踏まえて、委託先の選定後に詳細に設定することとする。

(3)本年度事業規模

約300百万円

事業規模については、変動があり得る。

5. 事業の実施方式

5. 1 実施スキーム (別紙参照)

5. 2 公募

(1)掲載する媒体

「NEDOホームページ」及び「e-Rad ポータルサイト」で行う。

(2)公募開始前の事前周知

公募開始の1ヶ月前にNEDOホームページで行う。本事業は、e-Rad 対象事業であり、e-Rad 参加の案内も併せて行う。

(3)公募期間

30日間以上とする。

5. 3 採択方法

(1)審査方法

e-Rad システムへの応募基本情報の登録は必須とする。

外部有識者による事前書面審査・採択審査委員会を経て、契約・助成審査委員会により決定する。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

45日間以内とする。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDOから申請者に通知する。なお不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択案件については、申請者、研究開発テーマの名称等を公表する。

5. 4 研究開発テーマ評価に関する事項

NEDOは、公募により事業者を選定した後、適切な事業内容、実施場所、技術的課題等を詳細に調査し、明確化するためのFSを実施し、FSの実施後、その結果や相手国の意向等を踏まえて事業実施の可否を判定するための事業化評価を実施する。

6. その他の重要事項

なし

7. スケジュール

平成 24年4月中旬	公募開始
4月下旬	公募説明会の開催
5月下旬	公募締切
7月中旬	契約・助成審査委員会
7月中旬	採択決定

8. 実施方針の改訂履歴

平成24年3月、制定。

(別紙) 実施スキーム

